

第 1 回新居浜市政策懇談会
長期総合計画検討分科会（第 2 分科会）議事録

○日 時 平成 2 7 年 8 月 1 1 日（火） 1 4 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

○場 所 郷土美術館 3 階会議室

○委員の出欠 出席 8 名、欠席 2 名

○会議次第

1. 開会
2. 分科会長・副会長の選任
3. 議事
 - （1）長期総合計画の見直し方針について
 - （2）前期の取組状況と検証について
 - （3）基本計画見直し素案について
 - （4）後期実施計画の提案について
 - （5）次回分科会の予定について
 - （6）その他
4. 閉会

1. 開会

事務局： みなさん、こんにちは。まだ、明石委員さんがお見えではないですが、定刻がまいりましたので、ただ今から「第 1 回 新居浜市政策懇談会 長期総合計画検討 第 2 分科会」を開催いたします。

 本日は委員の皆様方にはご多忙にもかかわらず、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

 私は、第 2 分科会の環境調和専門部会長をしております環境部の伊藤でございます。よろしくお願いします。

 平成 2 2 年度に策定されました、第五次新居浜市長期総合計画が、本年度、中間年になり、見直しをおこなうこととなっております。

 新居浜市政策懇談会において、平成 2 7 年度は、「第五次新居浜市長期総合計画の見直し」を取り組みのひとつとし、分科会を設置し、協議を進めていくこととなりましたので、皆様にお集まりいただきました。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、今回はじめての会議となりますので、委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。にいはま環境市民会議の太田委員さんよりお願いいたします。

【各委員・部会長・副部会長（※円卓のみ）による自己紹介】

ありがとうございます。本日 欠席されております、新居浜市医師会 田所委員さんにつきましては、所用のため欠席とのご連絡を受けております。ご了承をお願いいたします。

2. 分科会長・副会長の選任

事務局： それでは、これより議事に入りますが、本会議は、会長および副会長は委員の互選により定めるものとされております。会長、副会長について何かご意見はございませんか。

（事務局案との声がある）

事務局案との声がございましたので、事務局案を提案させていただきます。会長に新居浜市社会福祉協議会の神野委員さん、副会長ににいはま環境市民会議の太田委員さんをお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ご承認ありがとうございます。神野会長・太田副会長は、会長席・副会長席へお移りください。それでは、今後の会議進行につきましては、神野会長をお願いしたいと思います。

3. 開会

神野会長： 改めましてこんにちは。昭和の大作詞家 阿久悠さんがこのようなことを書いております。“夢は碎けて夢と知り、愛は破れて愛と知り、友は別れて友と知り、時は流れて時と知る。“なぜこのようなことをいうかと申しますと、私は、平成21年と平成22年度に福祉部の総括次長をやっております。当時、この2年間でこの長期総合計画を策定したところでございます。7年経ちまして、こういう席にいるというのは何とも複雑な気がいたしております。

それでは、お手元の会次第に沿って会議を進めたいと思います。円滑な議事進行ができますよう、委員の皆様のご協力をお願いします。まず、「長期総合計画の見直し方針について」事務局から説明があります。

事務局： （説明）

神野会長： ありがとうございました。

ただいま、事務局から「長期総合計画の見直し方針について」ご説明いただきましたが、なにかご質問はございませんか。

神野会長： 総合戦略と人口ビジョンを策定するとのことでしたが、長期総合計画との関連性は。

事務局： 長期総合計画を最上位計画と位置づけておりまして、総合戦略や人口ビジョンについては、個別計画との位置づけとなり、下位の計画となります。ただし、長期総合計画の基本構想にも将来の人口推計等が出ておりますので、そういった点については、整合性を図り見直しを行ってまいります。総合戦略については、長期総合計画の基本計画の中に明確に位置づけていきます。

神野会長： ほかにございませんか。

（質疑なし）

神野会長： ほかに、ご質問がないようですので、次に、議題2「前期の取組状況と検証について」と議題3「基本計画見直し素案について」については内容が関連することから、専門部会から併せて説明をお願いします。それでは、環境調和について、第2部会よりご説明をお願いします。

専門部会長・推進員：

（施策2－1について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明）

神野会長： ありがとうございました。

施策2－1 地球環境の保全について何か質問はありませんか。

太田委員： エコポイント制度について、宣伝をもっとすべきではないか。ただ官報に載せるだけでは、若い人は見ない。若い人にもわかる宣伝を。

推進員：今のところ、ケーブルテレビと市政だよりとなっていますので、検討してまいります。

神野会長：建設的なご意見として受け止めていただきたい。

神野会長：ほかにございませんか。

(質疑なし)

神野会長：ないようでしたら、引き続き説明をお願いします。

専門部会長・推進員：

(施策２－２について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長：ありがとうございました。

施策２－２ 生活環境の保全について何か質問はありませんか。

神野会長：墓地の適正管理について、特に記述の必要はありませんか。

推進員：基本計画２－２－４で墓地、墓園の適正管理の推進という項目は上げていきたい。ただ、活動指数や目標値としてあげるには内容がそぐわないことから、数値目標は持たさない状態でいきたいと思います。

神野会長：議会でそういった項目を加えてはと言われた記憶がありましたのであえて質問いたしました。

神野会長：ほかにございませんか。

(質疑なし)

神野会長：ないようでしたら、引き続き説明をお願いします。

専門部会長・推進員：

(施策２－３について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございます。

施策２－３ ごみ減量の推進について何か質問はありませんか。

久石委員： ごみの分別については進んでいるのか、あるいは進んでいないのか。

推進員： ごみの新９種分別を平成２１年に行いまして、それ以降は大きな変化はございません。

合田委員： レジ袋削減キャンペーンに力を入れているようですが、単身の家ではレジ袋で分別して捨てている。レジ袋があった方が、かえって分別してくれるのではないかと。

推進員： ごみの組成調査を行いました、燃えるごみの中にレジ袋がそのまま捨てられている実態がございます。

秦委員： 市民がどれだけ重要視して考えるかが大事。市民がどれだけ理解しているか。市民にこれだけは守りましょうという今出来る目標を１つか２つ決めて市民一斉に取り組めるようにしていただきたい。これは出来た、出来ていない等のアンケートを頻繁にして一歩前進して欲しい。

太田委員： 今、ごみ分別表を作成しているが、１００％理解している方は少ないと思う。自治会に行政が行って本当に理解されているか確認すべき。普通にごみを出せば無料なのに、わざわざ業者に頼む高齢者の方がいる。もう一度分別についての考え方を考えた方がいいのではないかと。

神野会長： ほかにございませんか。

(質疑なし)

神野会長： ないようでしたら、引き続き説明をお願いします。

専門部会長・推進員：

(施策２－４について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございます。

施策２－４ 下水道施設の整備について何か質問はありませんか。

藤田委員： 公共下水道の普及率はどれくらいか。また、１００％になるのは、いつの予定か。

推進員： 公共下水道の普及率は、平成２７年３月末現在で６０．３％です。

公共下水道の全体計画のエリアは、大島・立川・別子山を除いた地区（高速道路より北側で、大島と臨海工業地域を除いた地区）を計画区域として公共下水道を整備することとしています。それを進めるために事業計画区域を決めておりまして、平成２４年３月に区域を拡大しました。現在、２，３６７ｈａの整備を進めておりまして、整備が終わりましたら随時拡大して整備を進めていくこととしております。現段階の試算では、全体計画区域の整備が終わるには、概ねあと４０年ほどかかるとなっております。ただ、今後、社会情勢を見ながら全体計画の見直しも視野に入れながら整備をする必要があると考えております。

藤田委員： 今、空き家も増えていっていると思うが、それらも含めて見直しを考えていくのか。

推進員： 人がたくさん住んでいるところの方が、整備を進めた場合、効果が高いので、現在も人口集中地区を中心に整備を進めております。次回、拡大時もそういった方向で進めていきます。

秦委員： 基本計画２－４－３に防災の充実とありますが、災害時に電気や水道が止まったときの対処は、ここでしてくれるということで心配ないか。思いもしないときに地震や災害が起こるので心配している。

推進員： この施策２－４では、雨が降ることによる流水量の増加や山崩れ等からどのように守っていくかというハード面の取り組みとなっている。

専門部会長： 補足ですが、環境調和のなかではなく、自立協働というフィールド６の中に施策として「安全安心な生活空間の形成」がありまして、こちらで主にソフト的の施策を行っておりますので、そちらで検討するようになっております。

秦委員： 急に災害が来た時に市民がどこに避難するのか、答えられる市民は少ない。

平常時のうちに、行政のことをある程度わかるような情報が欲しい。

神野会長： 主屋のことは、フィールド6で検討してくれているので、事務局の方からフィールド6へお伝えください。

事務局： はい。

太田委員： 地方公営企業法の適用について簡単に説明してください。

推進員： 公共下水道における施設について、減価償却費を今は算定しておりませんので、その算定を行い、耐用年数が過ぎている部分が金額的にいくらあるのか、下水道を更新していくのにいくら貯めておかないといけないのか、そういった財政管理をしていかなければならない。まず、資産調査をして下水道事業の資産がいくらあるのか、耐用年数がどれくらいか、それに基づいて経理をしていくことを目指してまいります。

太田委員： 古くなったら建て替えや補修を考えられるということですか。

推進員： そうです。補修すれば耐用年数が伸びることになるので、そういう考え方も企業会計を導入すれば、それに基づいて対応をしていくことになります。

神野会長： ほかにございませんか。

(質疑なし)

神野会長： ないようでしたら、引き続き説明をお願いします。

専門部会長・推進員：

(施策2-5について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。

施策2-5 安心で安全な水道事業の推進について何か質問はありませんか。

太田委員： 全国的に地震が起こったときに配水管が壊れてしまったニュースでよく見ますが、上水道の配管に関して、耐震は進んでいるのですか。

推進員： 耐震化率ということになってくるかと思いますが、管が割れることもありますが、（被災の原因は）主には継手部分が外れたり、脱落したりしていますので、順次、既存の配水管を布設替えするというかたちで耐震化を行っています。

藤田委員： 下水道の工事をして埋設し、その後水道工事が始まり、また掘って、埋設しているが、無駄なことをしているのではないか。上手く協議して一体として工事は出来ないのですか。

推進員： 水道管を新たに新設する場合は、一体となったやり方でも可能ですが、既に水道管が埋まっているところに、下水道の管を新設するような場合には、まずは、脇に仮設の配水管をつくり、各家庭への配水を確保します。その時点で、一度埋設します。次に下水道管を新設し、新しい配水管を入れ直して、その後、仮設管から配水管に戻すやり方となりますので、同時に施工するのは難しい。

太田委員： 後期取組方針③のなかで、「未収金の縮減や効率的な資金運用を行い」とあるが、わざわざ入れるほど、集金出来ていないのか。

推進員： それほど多いわけではないですが、工事の時に、仮水道を入れ、民家が建つ場合、工事業者への集金分を、支払ってくれないことがある。
個人の場合、4か月滞納されると水道を止めるようにしている。
あと、水道料金は安い金額で設定しているので、料金の値上げも含めて入れさせていただいている。

太田委員： 上下水道についてどこの市町村も行政管轄で収まっていると思いますが、新居浜市は一部の地域においては行政が管轄していない所もありますよね。そこら辺の流れはうまい具合に話をしにいかれているのか。

推進員： 毎年、地元の方と話をしています。去年、きちんと会もできて、今年更に意識統一を図るよう予定しております。解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

太田委員： 水の問題は生活で一番大変な問題ですから、そういった問題は行政が管轄してやるべきだと思いますので、そこら辺はうまい具合にやっていただけれ

ばと思う。

神野会長： ほかにございませんか。

(質疑なし)

神野会長： それでは、フィールド2環境調和をとおして、何かございませんか。

(質疑なし)

神野会長： ないようでしたら、ここで10分ほど休憩をいただきまして、55分から再開させていただきます。

【休憩 、 第2部会 → 第4部会】

神野会長： それでは引き続きまして、フィールド4・健康福祉に移ります。議題の2・前期の取組状況と検証についてと、議題3・基本計画見直し素案について、第4部会から説明をお願いします。それでは、4-1・健康づくりと医療体制の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策4-1について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。

4-1 健康づくりと医療体制の充実について、何か質問はありませんか。

太田委員： 健康体操は自治会で推進して行った方が、色んなお年寄りが集まると思うのですが、そういった取組の現状はどういった状況なのでしょう。

推進員： 新居浜市ではにいはま元気体操というものを、健康都市づくり推進員さんと一緒に作りまして、推進員さんの活動として各地域で普及活動に取り組んでおります。にいはま元気体操というDVDも作っておりますので、それを見ながら普及に努めております。因みに、平成26年度は3,030人に普及啓発活動をすることができました。

神野会長： その他、ございませんでしょうか？

合田委員： 4－1－6の救急体制の維持について、子どもの状態が変化することで小児救急にかかることが非常に多い。昔であれば、祖父母がこれくらいは大丈夫と経験的に知っていたが、若い世代の親はわからないから、「とりあえず救急病院に行こうか」という姿が多々見受けられる。今の若い子育て世代に対して子どもの健康管理の方法等を啓発してもらえると小児救急にかかる率というのも多少は減ってくると思うのですが、そこらへんは如何でしょうか。

推進員： 小児救急に関しましては、小さいお子さんが体調を崩した時となりますが、委員さんがおっしゃったように、地域力とか家庭力が非常に脆弱になってきている現況の中では、お母さん方が不安に思うことが非常に多くなっています。そういった状況に対応するために、新居浜市では、平成20年度から子どもの病気や怪我に対するフローチャートを作成いたしました。初年度は、子どもさんのいる家庭にかなり配布させていただきました。ある程度潤沢に行き渡りましてからは、新生児訪問の時にお持ちするようにしています。それと、愛媛県の方で取り組んでおります井（シャープ）8000という、小児救急電話相談事業というのがあり、365日電話相談をしておりますので、その案内も併せて行い、ご利用いただくようにしております。それと、子どもさんの健診の時とか相談の時とか出前講座では、ご両親には子どもさんの状態を普段からしっかり見て、体に関心をもって、違和感がわかるように観察をしてくださいとお伝えしております。

合田委員： 保育所の現場では、まだまだ数が少ないと思われますので、もっと、引き続き啓発をしていただきたいと思いますと思っております。

秦委員： 市民の健康づくりを浸透させるため、小さいころからの健康がいかに大切かということで、母親だけでなく父親でもない両親により育児の方向付けをしてもらいたい。また、以前から新居浜市は元気体操にとりくんでいるが、より深く浸透させてもらいたい。また、他市では100歳まで元気でという目標により手足や腰の悪い人に応じた体操をしたりもしている。身体状況の悪い方にも応じた体操を、県レベルで統一して作ってもらいたい。また、平成6年から第2土曜日が休みになってから親子料理に取り組んでおり、保健センターからも協力を得ている点にこの場をお借りして感謝を述べます。

神野会長：その他、ございませんでしょうか？

加藤委員： 歯科医師会で去年からフッ素洗口を始めたが、お母さん方からどこで受けたらいいのかとの問い合わせがある。市政だよりにでているのかもしれないが、検診に関しては扱いが小さくわかりにくい。

推進員： フッ素で子ども虫歯予防事業として、1歳半健診の時に案内し、予約制で希望者に実施しています。また、フッ素洗口で子どものむし歯予防実施時に、次回から継続できるようにチラシをお渡ししています。

神野会長： はい、ありがとうございました。

関委員： 今回、障がい者の1・2級に対して、タクシーの割引制度を開始していただき、ありがとうございました。しかし、3級～6級の方からは、以前は補助金として毎年3,000円頂いたが、新居浜市の財政問題もありなくなっているが、そちらも検討してもらいたいとの意見がある。タクシー助成については重度障がい者だけなので、3～6級についても考えてもらいたい。中度障がい者で、難病で手帳をもらってない者がいる。就労したいが、他県ではくれるが愛媛県ではくれない点について相談に行きたい。

神野会長： 以上の3点につきましては4-4・障がい者福祉の充実の方で答えをさせていただきますと思います。その他、何か。

藤田委員： 元気体操ですが、実際にやってみたら繋がりがひとつもなく、あれは踊りにくい。新居浜市歌は誰も覚えてなく、踊りやすい歌でした方がいい。それと、子どもが病気になった時の兆候とかありますが、お母さん方は自分で病気を作ってあだこうだという。

秦委員： 元気体操は合唱団が歌うような歌じゃなくて、誰でも歌えるような歌にしてもらいたい。そのことは常日頃、みんな言っている。

神野会長： はいご要望としてお受けしておきます。

推進員： 元気体操の件ですが、曲がないと体操しにくいとの声もありました。口づさみながらできる体操ではないのですが、今はCDとかに合わせてしていた

だくようになっております。また、足腰の弱い方については、椅子バージョンも考えているのですが、そちらの方の認知度が低いのかと思いますので、周知に努めてまいります。小児救急のフローチャートは、市の HP にのせていますが、そちらも周知が足りないのかもしれないので、これから周知に努め、皆さんが使いやすいように考えてまいります。

神野会長： その他、ございませんか。なければ次に移ります。続きまして、4－2・地域福祉の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策4－2について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。

4－2・地域福祉の充実について、何か質問はありませんか。なければ次に移ります。4－3・児童福祉の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策4－3について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。

4－3・児童福祉の充実について、何か質問はありませんか。

合田委員： 後期取組方針の保育料見直しと多子世帯支援策の充実強化に焦点を当てたい。前回の政策懇談会でも話したが、保育料は見直すというより無料にしたい。福祉の視点では大変であろうが、調査では保育料は7割の人が負担で耐えられないと言っており、無料化しないと人口が増えないという実際の問題がある。政府もゆくゆくは乳幼児を無料にすると考えていることから、それを先取りする形で、人口を増やすという点から考えてもらいたい。保護者は浮いた保育料を使うわけで、新居浜市の経済活性化も考えられることから、経済政策として保育料無料化を考えてもらいたいと思います。多子世帯支援については、20～24歳の女性が少なく、ここに子どもを産んでもらわないと新居浜市の人口が極端に少なくなるのが目に見えている。1人目の子どもから産んでもらいたい。多子よりも、とにかく1人目。1人目から保育料を無料化してあげることが大切。新居浜市を支え、新居浜市に税金を納め、市を担ってくれる者を育てるという点から、児童福祉に力を入れることが必要。

推進員： 保育料の見直しにつきましては、第3子について無料化をしています。1

人目からの無料化については、なかなか難しい面はあるものの、より経済的負担の軽減を探っていくといけないと認識しています。1人目からの支援というものも、念頭にあります。

合田委員： 最高月額10万円を超えるような保育料がかかる高額所得者は子どもを作らないというような選択肢も考えるようになってしまう。そうすると子どもを産む世帯の所得階層が下がってしまうので、その辺もよく考えていただきたい。

神野会長： 合田委員さんのご意見は十分に認識いただいたと思いますので、他の委員さんで何かご意見ないでしょうか。

太田委員： 都会では待機児童が多いと聞きますが、新居浜市の状況はどうでしょうか。また、学校が終わった後の子どもが、放課後の教室や公民館でいろいろやっているようだが、受け入れ態勢やそこに関係する人はどうなっているのか。

推進員： 待機児童は新居浜市にはいない。しかし、保護者が入園を希望する園に入れているかといわれると希望に添えてない場合はある。また、待機児童の問題とは別に放課後児童クラブ、学童保育については、3年生までの子どもを18時までお預かりしています。これは教育委員会の主管で、受け入れ態勢などの対応ができていますと聞いています。全国的には6年生まで延長する動きはありますが、新居浜市ではそこまでの対応は考えてない。

藤田委員： 待機児童は0ということであったが、私の職場では年度途中で職員を採用しようとしても、中途では保育園に入れないので、来年4月まで諦めるということが多い。その実態が先ほどの説明の待機児童0と合わないが。

合田委員： 保育所は12月1日に募集をする。保育所には何人定員という設置基準があり2割増しまでは対応してよいこととなっているが、当初の募集で一杯になる。2割を超えるのであれば定員を増やせと指導が入るが、定員を増やせば児童1人当たりの単価は引き下げられるので、増やせば増やただけ収入は減る。なので、4月以降に生まれた子は現実的に入れられない。

藤田委員：それが現実なんですよ。

推進員： 3歳時未満の方が年度途中で入るのは難しい状況にあります。保育の受け

皿を充実させていくのも1つの課題となっています。

専門部会長： 12月に応募された方については、何とか4月に入所できるよう調整し取り組んでいます。ただ、年度途中からの方、特に、0歳から1歳児といった育休が明けて働こうという方については、待ってもらわざるを得ない状況があり、その辺を今後考えていかないといけない。

太田委員： 後期の取り組み方針で、児童の虐待件数は年々増えてきているのでしょうか。また、東新学園の建て替えを行いますとありますが、東新学園の入園児童は増えてきているのですか。

推進員： 虐待の件数ですが、相談件数は増えてきています。また、積極的に関わっていないといけない要保護児童の数も増えていきます。東新学園の入所児童数についてですが、ここ数年の間では減少傾向にあり、現状では9人です。

太田委員： わざわざ改築と書いていますので。児童数が増えてくれば仕方ないが、増えてもいないのに、改築するのはなぜですか。

推進員： これは老朽化によるもので、10年以上前から出ている話となっています。

神野会長： はい、社会的擁護の推進をお願いいたしまして、次に移ります。4-4・障がい者福祉の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策4-4について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございます。

4-4・障がい者福祉の充実について、何か質問はありませんか。

神野会長： 先に関委員からご質問のありました3点の質問について回答をお願いします。

推進員： まず、以前は障がい者のために3,000円の給付金を出している時期があったことについてですが、施策シートをご覧くださいと過去5年間の決算が示されていますが、新居浜市として障がい者福祉の充実に関力を入れております。形としてこれまでもらっていた給付金がなくなったことから、それを復活してもらいたいという気持はわかるのですが、新居浜市全体として、障が

い者福祉の施策の充実を図っていることをご理解いただきたい。次に、タクシーの件ですが、今年復活したのですが、全国的にみても全ての障がい者を対象にというものはない。東京や大阪等の都会では、タクシーではない別の手当てを出したりしています。このような要望があがっているということで、新居浜市が今後どうしていくか、考えていきたいと思うが、今すぐということでは難しい。次に、難病の方についてですが、手帳が取れないのはその方の病状が変化しており、主治医としてより重度の手帳を取れるまで待った方がよいという判断のもと診断書を書いていないのではないかと考えられる。その方が就労のために手帳を取ろうとしているのであれば、難病という括りの中で、障害福祉サービスが利用できるのもので、就労支援を行うことは可能です。

神野会長： はい、その他ないでしょうか。

合田委員： 障がい児が増えている。新居浜市では加配保育士に手当がついているのはありがたいが、手当てが初任給くらいである。実際には、障がい児の対応にはベテランの職員をつける必要があるので、障がい児を受け入れたら受け入れただけ赤字になっていくのが現状です。障がい児を受け入れやすいよう配慮いただきたい。

推進員： 障がい児の受け入れについては、加配により委託料として保育園へ支払ってきましたが、新制度に移行していることから、障がい児を受け入れている保育園に不利にならないように対応したいと思います。

神野会長： 他にございませんか。

藤田委員： 児童福祉計画、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画そして長期総合計画の見直しとありますが、見直し期間が違う。また、地域福祉計画というものもあるが、社協は社協で地域福祉計画があるとよく似たのがあり、福祉のまちづくり条例があり、細かいことまでわかりませんがそこらはどんなですか。

専門部会長： 長期総合計画の見直しが今年度になりましたが、先ほど言われたような計画を昨年度に策定し直したので、時期的にタイムリーなので、その内容を反映させながら長期総合計画を見直したい。計画の中には、法律で3年毎という決まりがあり、期間があわないものもあるが、いずれにしても、長期総合計画と整合性を図りながら、その計画に実行性を持たせるように長期総合

計画の見直しをしたいと考えております。

神野会長： はい、そのほかないでしょうか。ないようでしたら、高齢者福祉の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策４－５について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。

４－５・高齢者福祉の充実について、何か質問はありませんか。

藤田委員： 計画を立てていますが、計画を実施するのに一番大切なのがマンパワーですが、マンパワーは不足しています。新居浜市としてどう考えているのでしょうか。質を上げるとか、委託するとか、マンパワー確保のための施策というのはどうでしょうか。

推進員： マンパワー不足については、大きな課題だと思っております。新居浜市として、介護従事者を増やすのは困難ですので、ケアマネや施設職員等を対象とした研修を重ねることで、質の向上を目指しております。人数的なものを増やすという方向には繋がっておりませんが、質の向上には取り組んでおります。

藤田委員： 成年後見制度なのですが、候補人になる条件はあるのでしょうか。

推進員： 一般に言われる職業後見人については、弁護士、司法書士、社会福祉士が言われます。行政書士はなれるのかという問い合わせがありましたが、西条家庭裁判所のお答えでは、行政書士だけではなれないとのことでした。成年後見については家族等の身内になる場合が多いのですが、市民後見制度というものもあるのですが、新居浜市は取り組んでいません。

藤田委員： 後見人の数は足りているのですか。

推進員： 新居浜市としては不足しているとは考えていません。社会福祉協議会とふたば荘に依頼していますが、現状では依頼先が見つからない状況はありませんが、今後、成年後見人の必要数が増える可能性もあります。今後の相談数の増加等で後見人が不足する事態が想定される際には、何らかの対応を考えようと思っております。

藤田委員： 今は認知症がどんどんと増えている。先を予想して要請しておかないと、いざという段になってどうしようもないというのもどうかと思います。

推進員： 後見人候補の育成については、市民後見制度というのがありまして、先進的に取り組んでいる事例を参考にして、今後に生かしていきたいと思います。

藤田委員： 社会福祉士の受験資格を持っているが受験していない人が多くいると思いますので、そういったところの取りこぼしも当たっていけたらと思いますが、社会福祉士会に入らないといけなくなれば、そこがネックになるかな。

推進員： 社会福祉士になっただけでは無理で、社会福祉士会が実施している研修を受けてからでないと、成年後見人になれないことになっています。

神野会長： その他よろしいでしょうか。それでは最後の項目に移ります。4－6・社会保障の充実について、説明をお願い致します。

推進員： (施策4－6について、施策シート説明→基本計画見直し素案説明)

神野会長： ありがとうございました。
4－6・社会保障の充実について、何か質問はありませんか。

藤田委員： 6月に国が骨太2015を出し、今年度から毎年5,000億ずつ社会保障費を削っていく計画ですが、その中で計画案が本当に実施されていくのだろうかと不安なのですが、どうでしょうか。

推進員： 骨太の方針については、介護・健康保険・後期高齢と各々の具体的な話については国と地方との協議が持たれ、その中で地方の意見も聞くという流れになっており、今年度、具体的に国と地方で協議することとなっています。

藤田委員： 協議によって変わっていくということか。

専門部会長： 制度が大きく変われば、その制度についていく必要がありますので、制度に乗った部分はその方針を取らざるをえない。その中で、市が独自で行う必要があるものについては、それを踏まえた中で考えることになります。まだ国の制度が決まっていない部分については、指標の数字も考慮していない

が、計画見直しの中で決まっていけば修正を加えることは可能かと思います。

藤田委員：望ましい姿として「安心して暮らせる持続可能な」と綺麗なことが書かれています。実際には、介護であれば保険料の負担割合が増えており、介護にもお金が必要だということを啓発していくことが必要ではないか。

専門部会長：介護保険料については、今年度、高額所得者は別ですが、基本の保険料は据え置きとしております。介護保険制度の中での単価の問題、利用者と事業所のバランスが取れた中で制度がうまく運用できればいいと思います。まだ高齢化が進みますので、予算は右肩上がりで必要ですので、抑えるべきところは抑える必要はあるのですが、新居浜市では、まず、市民の皆さんに元気になっていただき、お金の問題より、もっと元気になってもらう取り組みを優先したい。

秦委員：後期高齢が増える増えると言われてはいますが、厚生労働省も健康寿命の延伸を図るように日々再三に渡って実現しなさいと言っていますので、元気な年寄りを増やす施策に力を入れてください。要望です。

神野会長：はい、ありがとうございました。

太田委員：ちょっと気になっていたのが、生活保護を受けている方が年々増えているようですが、お年寄りの方は問題ないのですが、仕事ができる世代の方が多いのでしょうか少ないのでしょうか。あと、生活保護を1回受ければ、何年かおきにチェックはしているのでしょうか。仕事をしていても、働いていないと言えば生活保護をもらい続けられるのでしょうか。

推進員：生活保護の受給者宅へは、計画的に家庭訪問することとされております。当初の申請時の他、それ以降にも生活保護が必要かどうかの判定をしております。また、不正就労についてですが、収入は本来的に本人に申告義務があり、不正がありましたら法による費用返還をさせております。また、毎年1回、税務照会を行い、確認しております。なお、稼働年齢の方については定期的な病状調査や就労指導を行っております。生活保護受給者の割合ですが、数年前から高止まりしており、高齢単身者層が増えている傾向にあります。

神野会長：その他ございますか。ないようですので、議題の4に移ります。後期実施計画の提案について説明をお願いします。

事務局：(伊藤専門部会長より、後期実施計画の提案について説明)

神野会長： ただいまの説明について何か質問はございますか。なければ次回の分科会の開催時期について説明をお願いします。

事務局：(伊藤専門部会長より、開催時期及び時間について説明)

神野会長： ただいまの説明について何か質問はございますか。ないようですので、以上をもちまして、本日の分科会を終了いたします。委員の皆様方には長時間に渡りご熱心なご審議を頂きまして、十分な水分補給をお願い申し上げまして、終了といたします。ありがとうございました。